

第58回 社会を明るくする運動

すべての人が共に生きられる社会を目指して
7月は強調月間です



「社会を明るくする運動」とは

犯罪や非行が起こるのを未然に防いだり、罪を犯した人たちが立ち直ることについて理解を深めたりと、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

この運動は、毎年7月を強調月間として全国各地でさまざまな取り組みが行われています。

(法務省 主唱)

統一標語

「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」
「やり直し 支える愛の手 見守る社会」

私たちにできることは？

犯罪や非行の問題に取り組むためには、犯罪や非行の取締りを強化したり、犯罪を犯した人を罰することだけでは十分ではありません。

犯罪や非行をした人が罪を償い、立ち直ろうとすることを地域社会が温かく受け入れ、その立ち直りを援助すること、また、犯罪が発生しないようなつながりあえる地域社会を築くことが必要です。

地域社会の役割

立ち直り（更生）には本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。しかし、「犯罪や非行を防止する」「罪を犯した人に直接手を差し伸べる」などと大上段に構える必要はありません。人が罪を犯してしまう過程には、恵まれない家庭環境や周囲の人の心ない言動など、さまざまな出来事の積み重ねがあります。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行をした少年が帰り、更生する場所も地域社会であります。

家庭や地域住民の絆を強めること
子供に善悪のけじめをきちんと教える
子供の健やかな成長を助ける催しを地域で行う
など、私たちが、それぞれの立場で出来ることはたくさんあります。



小都市「社会を明るくする運動」実施委員会